船舶機器高度化導入補助金
船舶等の運航部門における省エネルギー対策事業費補助金（内航船の運航の効率化実証事業）に、「日本貿易振興会事業費補助金」を「日本貿易振興会事業費補助金（燃料電池利用拡大エネルギーフォーム等導入支援事業費補助金）」に、「風力発電のための送電網整備実証事業費補助金」を「風力発電のための送電網整備の実証事業費補助金」に、「福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業費補助金」を「福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業費補助金」に改める。

別表四補助金等の名称の項中、「微細藻類燃料生産実証事業費補助金」を「微細藻類燃料生産実証事業費補助金（微細藻類燃料生産実証事業費補助金）」に、「副産物利用途開発等有効利用調査・開発事業費補助金」を「副産物利用途開発等有効利用調査・開発事業費補助金（燃料生産のための実証事業費補助金）」に、「自動車調査・評価事業費補助金」を「自動車調査・評価事業費補助金（燃料生産のための実証事業費補助金）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月三日

特許庁長官　小宮　義則

登録番号	登録年月日	のに又は代表者氏名を登録した法人名称及び代表者に称号又は氏名を称して住所のあった者は、並びに代表者の氏名（敷地）	の業務を行う者が名称を登録した区分	称及び所在地を登録した事業所の名称調査を行った者が先行技術
第九号	平成二十九年四月三日	フラットスクリーン株式会社 東京都港区赤坂一丁目1番2号 取締役　秋山　一	等テープ、ラベル、ステッカー、ラベル、ラベル、ラベル